

小作争議の展開と自作農創設維持政策

西 田 美 昭

一 分析の視角

従来、さまざまな論者により戦前日本農業の基本的階級構成は地主・小作関係であり、この地主・小作関係のもつ矛盾——資本主義の発展にともない商品生産が農村にも浸透しているにもかかわらず直接生産者である小作農あるいは自小作農は、半封建的現物高率小作料を地主に支払っている——の激化が小作争議をもたらしていることはあきらかにされている。また、小作争議——農民闘争の激化により地主的土地所有が危機に陥り、それへの対応として政府も「自作農創設維持政策」を打出していったということも十分あきらかにされていると考える。

しかし、ブルジョア民主主義革命を当面の課題としていた当時において、農民の志向していた「土地改革」の出発点は何で、またその到達点への客観的傾向は如何なるものであったか⁽¹⁾を確定し、その中で闘いの方向と形態は現実にはどうあったかを歴史的に分析するという視角は欠如していたといわざるをえない⁽²⁾。これは今までの農民運動史研究がもっぱら農民運動家による農民組合運動史か、あるいは小作争議の個別事例研究による事実の積み重ねをおこなうという点に重点がおかれていたためと考えられる⁽³⁾。われわれはこのような農民組合運動史・小作争議研究の成果をふまえたうえで、いま述べた「土地改革」の出発点から到達点への客観的傾向と、闘いの方向と形態をあきらかにする必要がある。なぜなら、こ

うすることによりはじめて地主的土地所有を決定的に解体した「農地改革」の歴史的な性格を説明する端緒が与えられるからである。もちろん、農民闘争・農民層の動向が一義的に「農地改革」につながるというわけではなく、特に戦時段階になれば侵略戦争強行による独占資本と地主の矛盾、あるいは敗戦によるアメリカの占領といったことが重要な意味をもつのはいうまでもない。しかし「農地改革」が農民の性格をもっているか否か、つまり農民の志向——「土地改革」の方向の客観的傾向——にかなっているか否かを見きわめるためにはどうしても今述べた歴史的分析が不可欠になるのである、したがって本稿では「農地改革」の歴史的な性格をあきらかにする一準備作業として以上のような視角をもつて分析をおこなう。

なお本稿の分析対象であるが、農民層の志向——動向をあきらかにするという課題からして史料の制約があり、ここでは昭和恐慌以後もっとも激しく小作争議の展開をみせる地域の一つである山梨県、なかでも史料的に農民層の存在形態を全村的規模で押さえうる東八代郡英村を主たる対象として分析していく。

(1) いうまでもなく、かかる視角は、レーニンが「一九〇五—一九〇七年の第一次ロシア革命における社会民主党の農業綱領」(『全集』一三卷)で展開したものであり、「二つの道」理論を導きだす基礎的視角であった。

(2) この点はわずかに野呂栄太郎が「資本主義発達の歴史的諸条件」の中で、「資本家的生産様式が支配的の生産様式になって居り、従って土地所有も亦資本家的所有關係に從屬してゐるにも拘らず、農業生産は依然として既に没落せる封建社会から踏襲せる小生産様式に從」っている現状のもとでは、農民が小生産者として有する民主主義的要求は「封建的搾取關係の廢除」にあり、その方法は「支配的なるブルジョアの所有關係内部に於ける変革たる限りに於ては、小作關係を自由なる資本關係たらしめるか、又は彼等自身土地の自由所有者となり小作關係そのものを克服するかにある」と先駆的に指摘するにとどまっている。

(3) 代表的なものとして前者では、農民組合史刊行会編『日本農民組合運動史』、一九六〇年、黒田寿男・池田恒雄『日本農民組合運動史』一九四九年、後者では、青木惠一郎『日本農民運動史』、第三・四卷、一九五九年、農民運動史研究会編『日本農民運動史』、一九六一年、がある。

表1 英村小作地率

	英 村			山梨県
	田	畑	平均	平均
明治 42	91.0	64.5	78.0	52.2
大正 8	90.5	69.7	80.0	52.0
11	(77.0)	(55.1)	(65.1)	51.1
14	90.5	68.1	79.3	51.6

：「山梨県統計書」の数値。但し()内は英村「戸数割納税義務者調査簿」より集計したもの、「県統計書」と大きなズレがあるが、県平均と比較して高率であることに変わりはない。

英村は笛吹川と金川の合流点の左岸にあるため水害の常習地点となっており、表1にみるように地主・小作分解の激しく進んだところである。また、この村の農業生産上の特徴は、田―水稻、畑―養蚕という典型的水田養蚕地域となっていることにある。

表2はかかる英村の基本的階層構成を示したものである。

二 地主的土地所有解体の必然性と農民層分解の特質

「所有」一町五反以上の三一戸で全貸付地の八五・五%を占め、とくに五町以上の七戸で五一・八%を占めていること、小作地については「所有」一町五反以下層に九九・八%つ

まりそのほとんど全部が集中し、とくに完全な小作層一六六戸に五〇・七%が集中していること、そしてその間隙を縫って五反―一町五反層の五四戸が自作地主体の経営をおこなっていることが基本的特徴として指摘できる。つまり英村の階層構成上の特徴は、わずか十数戸の地主が総戸数の四分の三にあたる三〇〇戸近くの小作・自作層と対抗しているということであり、中間層である自作農はわずか五十数戸で全戸数の八分の一を占めるにすぎないということである。

大正後半期という段階での英村の基本的階級関係はこのような地主・小作関係であることは確定できた。しかし、この段階では地主・小作関係が安定し、ますますその関係が拡がっていくという状態ではない。このことは表1の小作地率の停滞からもうかがえるが、表3は大正一一年七町七反を所有していた英村の地主S家の経済指標の推移をみたものである。これによると昭和期にかけて、貸付面積の減少・実納率の低下・貸付地収入比重の低下と配当収入比重の増加は顕著であり、地主的土地所有が解体に向わざるをえない地主経済上の現われをみる事ができる。さらに決定的に重要なことは地主的

土地所有を根幹から揺がす小作争議が大正後半から激発し、地主的土地所有に対立する勢力が現実には主体的力量を高めつつ登場して来たことである。(表4)後に述べられるように英村でも小作料減免を要求する小作争議が昭和五年には小学生児童の同盟休校を含む激しい形で展開される。以上より地主的土地所有は直接生産者である小作・自小作層との対立を決定的に深めつつ解体の方向に向わざるをえず、また小作争議の現実化により小作・自小作層もそのことを志向していたということができるのである。

では、地主的土地所有解体の方向・仕方、あるいは小作・自小作層の志向は如何なるものであったか、この点の問題となる。

表5は「所有」階層別に一戸当所得を示したものである。(3)これによると第一に、土地所有規模の増大は所得規模の増大と結びついていること、第二に、自作・自小作所得・養蚕所得といった農業生産に直接関係のある所得は一町五反層までは増大するがそれ以上層では減少し、貸付地所得・配当所得・俸給所得——一〇町以上のものは甲府電力重役——といった非生産的所得が増大すること

が指摘できる。つまり、土地所有の増大は所得の増大には結びつくが必ずしも耕作規模の拡大という方向には結びつかず、大経営展開の方向を見出すことは困難である。このことは表6を作成すると一層あきらかとなる。これによると二町以上耕作の二戸を例外として耕作規模は一町五反を上限としていること、そして土地所有の拡大はすべて貸付地の拡大という形をとり、耕作規模を拡大するという動きは全くといっていいほどみられないことがわかる。少なくともこの英村においては資本主義的大経営展開の芽は事実としてなかったといつて差支えないのである。(4)

地主的土地所有の解体は必然化されており、かついま検討したように大経営展開の可能性が閉ざされている——地主経営の資本主義的改変ということも閉ざされている——という中で、先に提起した地主的土地所有解体の方向・仕方、あるいは小作・自小作層の志向は如何なるものでなければならなかったか。理論的に考えれば小作農民にとってもっとも利益にかなった方式は、地主的土地所有の実質的表現である現物高率小作料を廃棄すること、つまり「今年三割来年五割、末は小作の作り取り」

規模別階層構成

10.1-15.0	15.1-20.0	20.1-30.0	30.1-50.0	50.1-100.0	100.0 反以上	合計
23	11	6	7	5	2	414 戸
47.3	13.3	6.6	15.2	6.9	1.0	227.3 反
109.7 (21.2) 157.0	39.3 (7.1) 52.6	34.4 (5.5) 41.0	44.9 (8.1) 60.1	28.3 (4.7) 35.2	33.9 (4.7) 34.9	516.3 (100.0) 743.6
2.8	1.2					760.5
12.8 (1.1) 15.6	2.0 (0.2) 3.2		1.0 (0.0) 1.0			630.2 (100.0) 1,390.7
81.6	69.6	74.0	157.5	166.2	241.6	839.5
38.1 (8.5) 119.7	65.4 (9.6) 135.0	35.5 (7.8) 109.5	73.8 (16.3) 281.3	168.9 (23.7) 335.1	158.3 (28.1) 399.9	576.6 (100.0) 1,416.1

の地主経済指標

畑				収入割合			全収入額 円
貸付面積	入附額	実納高	実納率	貸付地収入	手作収入	配当収入	
				69.0 %	31.0 %	0	5249
反	円	円	%				
24.7	782	635	81				
23.4	641	550	81				
24.1	666	635	82	63.0	34.5	2.3	3996
22.7	626	627	101	65.0	21.8	13.2	4586
23.7	593	483	81				
28.9	733	689	93	53.0	26.5	20.5	3958
24.5	760	526	69	48.0	29.5	25.3	2119
25.7	793	526	66	58.8	15.6	25.6	2185

より。(2). 貸付面積歩以下切捨。(3). 畑入附額, 実納額円未滿切捨。(4). 収入額, 円未滿切捨。

という「日農」の合い言葉に典型的に現わされている小作料減免闘争を押し進め、実質的に小作地を農民的所有に帰せしめることである。他方、地主のとりうる方式は地主経営の資本主義的改変ということが事実上不可能な以上、自己所有地をもっとも有利に—高価格で手離すこと以外にない。地主的土地所有解体をめぐっては基本的にこの二つの方式が考えられるのであるが、いずれの方式をとるにせよ地主的土地所有は解体し土地が直接生産者に帰するという方向それ自体には変りない。しかし、地主的土地所有解体をめぐる二つの方式は農民的利益にかなっていないか否かという点で、また自由な農民的土地所有にもとづき急速に生産力を発展させうるか、それとも地主に対して債務を負った従来の小作農とほとんど変わらない不自由な自作農を生みだし生産力の発展を押しとどめるかという点で決定

一戸当所得内訳

10.1-15.0	15.1-20.0	20.1-30.0	30.1-50.0	50.1-100.0	100.1 反以上	平均
23	11	6	7	5	2	(414 戸)
296	176	257	200	129	374	79 円
157	362	546	1,081	1,938	6,101	104
19	9		6			96
472	547	803	1,267	2,067	6,475	279
50	116	24	20	92	1,763	58
5	80	81		416	3,559	26
107	61	78	41	62		72
2		24				14
26	71	14	148	221	392	
662	875	1,024	1,476	2,858	12,189	473

表6 英村所有・耕作規模相関表

合計	200	57	48	24	31	23	11	6	7	5	2	戸 414
201-300				1							1	2
151-200												
101-150	3	2	9	2	7	5	1		2			32
51-100	60	27	28	14	17	12	6	6	5	4	1	179
31-50	43	11	4	3	4	4				1		70
11-30	38	11	5	3	2	2	1					62
1セ-10	22	6	2	1	1							32
0	34						3					37
耕作規模	0	1セ 10	11 30	31 50	51 100	101 150	151 200	201 300	301 500	501 1000	1001 ?	合計

(註) 山梨県英村役場大正 11 年「戸数割納税義務者調査簿」より計算。

的の利益にかなった「小作料減免」という線であったことはこの中に明白にあらわれている。他方、地主は、小作料減免による小作料収入の低下、地価下落⁽⁵⁾という危機に見舞われる中で「土地売却」という方向を余儀なくされていく。大正一年からの各府県・町村段階における自作農創設資金貸付⁽⁶⁾、大正一五年の「自作農創設維持補助規則」の制定はこのことを端的に示している。

以上の如く、理論的にも現実的にも地主的土地所有解体をめぐる対立は、小作料減免の推進による自由な農民的土地所有の創出とい

(57) 小作争議の展開と自作農創設維持政策

表5 英村所有規模別

	無耕作	0	0.1-1.0反	1.1-3.0	3.1-5.0	5.1-10.0
戸数	34戸	166	57	48	24	31
自作地所得			29	93	187	288
貸付地 "			1	5	22	62
小作地 "		125	126	154	104	53
小計		125	156	252	313	403
俸給所得	62	62	37	28	10	42
配当 "						1
養蚕 "	1	54	76	119	126	120
販売 "	41	16	11	14	9	2
その他	76	8	20	10	1	25
合計	180	265	300	423	459	593

: 前出「調査簿」大正11年より集計・計算

表7 山梨県年次別小作争議の要求調

	争議件数 件	永久的小 作料減額	一時的 小作料減額	小作契約 継続	小作地買 受	小作料延 納・分割	その他
大正 13	49	10	38	1			
14	38	2	29	3			5
15	39	4	25	6			4
昭和 2	32	2	16	6	1		7
3	33	6	26	15	1		5
4	86	4	49	29			4
5	144		94	41		1	8
6	150	5	83	43	1	5	13
7	139	5	50	60	1	3	20
8	133	4	42	68	2	6	11
9	126	3	39	61		4	11
10	460	13	115	250	4	40	38
11	600	21	204	138	12	166	59
12	481	24	111	191	15	74	66

: 昭和13年10月山梨県「最近ニ於ケル本県ノ小作争議・小作調停農民運動ノ状況」より

う方式と、地主の
土地売却——自創
政策による債務を
負った自作農の創
出という方式の対
立であった。

では、この対立
はどういう形態を
とり、またどうい
う推移と結果をも
たらすか。次にこ
れを英村小作争議
の実際の過程と
「自創政策」の関
連を追うことによ
りあきらかにした
い。

(1) 地主・小
作分解が基本
である村にお

いては、「土地所有」規模別の分類が全村の基本的階級構成を示すものとなる。「耕作」規模別の分類は、直接生産者間の比較において意味をもつ。

(2) S家は後にふれる英村小作争議で地主側の中心になつてゐる地主である。

(3) 英村役場『戸数割納税義務者調査簿』、大正一一年、より集計したものである。これは大正一一年より大正一四年までの期間全国の町村に作成が義務化されていたものであり、各町村に残存していることが一応期待される。内容は各戸別の土地面積と「所得」内訳である。この

「所得」は法律にもとづき収入より一定額控除したものであり、正確に各戸の収入を反映しているとはいえないが「富裕度」は傾向として反映していると考えられる。

(4) このことは全国的規模でも一般化しようと考えられる。すなわち明治四一年、四〇、四九二戸であった五町以上経営農家はその後一貫して減少し、昭和一六年には七、三七二戸となつてゐる。

(5) 小峰三千男『日本耕地価格の研究』、一九三三年、七五―七六頁。山梨県でも小作争議に伴う地価の三―四割低下という事態がうかがえる。

(6) 「補助規則」以前の自創資金貸付は、道府県で九、五三一、〇〇〇円、町村で四、三〇九、六〇〇円であった。

三 小作料減免闘争の推移と自創政策

山梨県の小作争議は大正後半期から激増し、新潟県とともに「日本農民組合関東同盟」の強固な地盤として農民の組織化も進んでいた。英村でも大正一四年の町村議員選挙で農民組合推薦候補が村会の多数を占め、さらには村内国衙地区で檀家総代を小作人側代表で多数を占めようとする運動を農民組合が中心となつて起こしていった。こうした小作人層の政治的・社会的進出がめざましく進む中で小作料減免闘争が繰広げられる。しかし、表7に示したように昭和恐慌期を境として小作争議は小作料減免から小作契約継続に、つまり不作・小作料高率にもとづく小作人側提起のものから小作地引上による地主側提起のものに変化する。かかる小作人主導の争議から地主主導の争議への転換は、地主的土地所有解体をめぐる二つの方式——農民のおよび地主的——の対抗の行方と密接な関係があると考えられる。問題にする英村小作争議は昭和五年というちょうどこの変化の分水嶺にあたる時期に発生しており、われわれはこの中から小作争議の性格を見きわめつつこの二つの対抗の行方を探ってみよう

と思う。

英村小作争議の経過を簡単に追えば以下のとおりである。⁽²⁾

- 一月、村内中川地区小作人二五名が不作を理由として四年度小作料五—九割減を地主一二名に要求。地主側拒絶。小作側、納穀の競売決行。地主側、山梨土地株式会社に小作料の取立を委託。訴訟へ。
- 七月、小作側、公判に反撥し、六四名の小学生児童盟休決行(二日間)。村内有力者、調停に乗り出す。盟休解除。有力者、地主と協議の上調停案を提示。小作側、小作人の意見を反映していないとして拒絶。訴訟の進行。
- 一〇月、調停不成立。地主の土地返還強制執行に備え共同耕作をおこなう。地主の勝訴確定。
- 十一月、地主側強制執行をおこなおうとする。小作側、近隣の農民組合の応援を求め、七〇〇名が執行地の共同刈取・共同耕作をおこない地主側の強制執行阻止。再び、地主側、強制執行強行。官憲の弾圧と村内有力者の斡旋により農民組合は動員計画を取消す。二〇〇名がそれでも集合。強制執行終了。

○ 一二月以降、地主側の分断策成功し、個別に解決。

この経過からもあきらかなように、英村小作争議も小作料減免を中心課題とし、小作側圧倒的優勢のもとで開始されるが、結局地主の勝利に終るといふこの時期に典型的な経過を辿る。つまり、七月の同盟休校事件を境に争議の主導権は小作側から地主側に移行している。さらに注目しなければならないことは、争議の主導権が地主側に移行する過程は、同時に自創政策が強化されていく過程でもあったことである。すなわち表8にみるように、自創資金貸付人数・額とも昭和五年がずばぬけて多く、小作争議参加者からも七名が、とりわけ英村農民組合長のM・M氏が、まさに昭和五年に資金借入をしていることは、英村小作争議の帰趨と重要な関係があると考えざるをえない。そこでわれわれは、小作争議と自創政策の対抗・関連を、農民各層の存在形態を分析するなかであきらかにしたい。

表9は英村の全小作・自小作層、英村争議関係小作人、自創資金借入者の耕作規模別階層構成表である。これによると小作争議参加者の階層構成は、ほぼ全村の小作・

表8 英村自創資金貸付金額

	人数	貸付金額 円
昭和1	6	3,150
2	10	8,120
3	8	5,000
4	6	5,230
5	15	12,050
6	15	6,690

：英村役場「自作農創設維持資金貸付償還金徴収原簿」より

土地所得と養蚕所得
作・自作所得という
五反以上層では小
摘できる。第二には、
て増大することが指
模が増大するにつれ
に所得規模は耕作規
たものである。第一

自小作の階層構成に等しく、小作争議はあらゆる小作階層を巻き込んでいることがわかる。しかし、組合幹部および調停不成立⁽³⁾・共同耕作を中心に行った争議指導者層は五反―一町層に集中しており、争議参加者内部の階層差が読みとれる。また、自創資金借入者層の階層構成は全小作・自小作のそれと比較して、五反以上の比重が非常に大きく、むしろ小作争議指導者層のそれと一致する。つまり小作争議指導者層と自創資金借入者層の階層的、一致が指摘できる。

では、これらの耕作規模別の階層差は小作・自小作層の再生産構造上どうあらわれているか。表10は英村の全小作・自小作層の所得内訳を耕作規模別にあきらかにし

表9 自創資金借入者・争議関係小作人・耕作規模別階層構成

	0.1―3.0 ^反 人	3.1―5.0	5.1―10.0	10.1―15.0	15.1以上	合計
全小作・自小作	71 25.2	58 20.6	129 45.7	23 8.2	1 0.3	282 100.0
自創資金借入者	2 3.2	8 12.7	45 71.4	7 11.1	1 1.6	63 100.0
争議関係小作人	6 23.1	5 19.2	14 53.9	1 3.8		26 100.0
うち指導者層		1	5	1		7

(註) (1). 全小作・自小作, 英村役場「戸数割納税義務者調査簿」(大正11年)より
(2). 自創資金借入者, 英村役場「英村自作農創設維持資金使途明細」, 前出「ヘルメス」17号46頁より引用。
(3). 争議関係小作人, 農政調査会, 小作争議資料「東八代郡英村」に出てくるものと, (1)の史料をつき合せたもの。

(61) 小作争議の展開と自作農創設維持政策

表 10 英村全自作・小作耕作規模別一戸当所得内訳

	0.1—1.0 ^反	1.1—3.0	3.1—5.0	5.1—10.0	10.1—15.0	20.1—30.0 ^反
戸 数	22	49	58	129	23	1
自作地所得		4 ^円	14 ^円	51	143	237
貸付地 "		1		1	15	
小作地 "	21 ^円	60	115	175	239	122
小 計	21	65	129	227	397	359
俸給所得	105	76	53	33	16	
養蚕 "	"	16	59	109	173	255
販売 "	39	17	9	10	5	80
その他	20	23	6	3	18	
合 計	185	197	256	382	609	694

：前出「調査簿」(大正 11 年)より

表 11 英村小作争議指導者の存在形態

	貸付地	自作地	小作地	土地所得	養蚕所得	俸給所得	販売所得	その他所得	合 計
I・T		反 2.0	反 7.0	円 249	円 111				円 360
A・T (中川区農 民組合長)			6.8	155	90	円 50		円 30	325
F・S			6.5	177	94	30			301
M・M (英農民 組合長)	反 2.5	4.0	2.0	193	173				366
S・T			8.0	190		81			271
F・R							円 45		45
O・I			10.2	233	212	50	50		545
N・T			3.6	88	23	25			136

：前表と同じ、調停・共同耕作等で中心となってやったもの。

が基本となっているのに対し、三反以下層では俸給所得Ⅱ賃労働所得が最大の比重を占め、農業だけでは再生産できない構造になっているのである。つまり、耕作規模別の階層差により同じ小作農とはいえ五反以上の養蚕というきわめて商品としての性格が強い生産に従事する《商品生産小作農》と、賃労働収入に圧倒的部分を頼り恐らく飯米にもことかく《飯米購入小作農》とが区別できるのである。念のため小作争議指導者層と自創資金借入者層の所得構成を示せば表 11、表 12 のようになる。これにより、小作争議指導者層・自創資金借入者層は共に《商品生産小作農》に基本的

表 12 自創資金借入者耕作規模別一戸当所得構成

	0.1-3.0 ^反	3.1-5.0	5.1-10.0	10.1-15.0 ^反
自作地所得	22 ^円	8 ^円	66 ^円	116 ^円
貸付地 "	26		7	13
小作地 "	48	114	130	154
小 計	96	122	203	283
俸 給所得	18	24	7	10
養 蚕 "	50	44	109	150
販 売 "	38			13
その他 "	11	3	3	10
合 計	213	193	322	466
戸 数	4 ^戸	10	19	5

: 前出「調査簿」(大正 14 年). 表 9 の数値は自創資金借入時のものであり, 若干の変化がある. ここでは, 大正 14 年に確認できるものについてのみ掲げてある.

表 13 耕作規模 5 反-1 町層の所有階層別一戸当所得構成

	0 ^反	0.1-1.0	1.1-3.0	3.1-5.0 ^反
戸 数	60 ^戸	27	28	14
自作地所得		29 ^円	102 ^円	207
貸付地 "		1	1	9
小作地 "	185 ^円	190	154	117
小 計	185	220	257	333
俸 給所得	42	33	21	18
養 蚕 "	99	114	117	127
販 売 "	12	17	2	
その他 "	5	1	4	1
合 計	343	385	401	479

: 前出「調査簿」(大正 11 年)より

ぼ
| 上
| 向
| は
| ぼ
| 限
| 界
| に
| き
| て

所得の増大—
模拡大による
すでに耕作規
町層にとつて、
ら五反—一
もつ。なぜな
重要な意味を
はこのことは
英村において
町五反である
ほぼ一町—一
拡大の限界が
が、耕作規模
摘しておいた

に分類されることがあきらかである。
次に、小作争議指導者層を含むかたる層の志向は如何なるものであったかを問題にする。表 13 は、小作争議指導者層・自創資金借入者層の集中している五反—一町層

の所有規模別所得構成である。これによると、所有規模が増大するにしたがい自作地所得が小作地所得の減少を大幅に上回って増大し全所得規模は増大する。表 5 によりすでに、所有の増大は所得の増大に結びつくことを指

おり、残された上向方法は所有の拡大以外にないことを示しているからである。また耕作規模が限界にある以上、所有の拡大は当然小作地の自作地化という方向をとる。そしてこの小作地の自作地化という方向については、先に指摘したように二通りの方式がある。一つは小作料減免の追求により実質的に自由な農民的所有に近づける方式であり、もう一つは小作地の買取——地主の土地売却を有利にし、小作農は年賦金を負う——による自作地の創出という方式である。農民にとっても利益になる方式は前者に決まっているが、実際にどちらの方式を撰択するかは小作人・農民組合側と地主・官憲側との力関係により決定される。英村小作争議は小作料減免という農民的要求で始まるが、結局指導者層を中心として「自創資金」借入に傾くことにより終熄する。つまり自作地化をめぐる農民的方式の要求は地主的方式により圧倒される。

ところで、自創政策は如何なる狙いをもっていたか。小作争議の鎮静・防止をはかりつつ、地主の土地売却を促進することが最大の眼目であったことはいうまでもないが、問題はこれをいかにして効果あらしめるかであ

る。「英村自作農創設維持資金貸付規則」第二条第三項に「購入又ハ維持シタル田畑ノ自作ヲ継続シ得ル見込アルコト」という条項があるが、これは自創政策が決して小作層一般を対象としていたのではなく、購入もしくは維持地の年賦金を支払える小作農だけを対象としていたことを示している。英村に即していえば表9に示したような階層——五反以上層を主たる対象とするということである。⁽⁵⁾このことを逆に小作争議参加者に即して見直せば、小作争議指導者層——五反以上が多い——に自創政策の鋒先が向けられていることを意味している。したがって、これら指導者層が自創政策に應じるか否かは小作争議——地主的土地所有解体をめぐる二つの方式の対抗——の帰趨にとつて決定的モメントとなる。英村の場合、指導者層は、自創政策に應じ、指導者を失った小作争議は瓦解せざるをえなかった。

英村の小作争議は養蚕というきわめて商品としての性格の強い生産に従事する、いわばブチブル的な《商品生産小作農》を中心として全小作階層が結集し、小作料減免を要求することにより始まっている。しかし、かかる層が指導者であったが故に逆に盟休の解除・動員の取消

といった動搖を小作側は決定的場面でせざるをえなかった。そしてついに指導者層を中心として自創政策に乗せられてしまふ。自創政策がかかる動搖的指導者層に客観的には狙いをつけることになったことは、政策の小規模さにもかかわらず、地主的土地所有解体をめぐる対立の行方にとって重要な意味をもった。

- (1) 村会で小作人側が過半を占めた町村は中巨摩一二、北巨摩一、東八代二(英村を含む)の一五ヶ町村であった。
- (2) 争議の経過は農政調査会所蔵争議資料「東八代郡英村」による。
- (3) 英村においては調停が成立するということは地主に屈服するということを意味していた。調停内容はすべて地主の権利を強化したものである。
- (4) 拙稿「小農経営の発展と小作争議」『土地制度史学』第三八号、註(39)参照。
- (5) 英村役場『自作農創設維持』、大正一五年—昭和四年、昭和三年の「事業計画書」では次のように述べている。「近時小作問題ノ紛糾ヲ醸シ漸ク事重大ナラントス即チ今ニシテ適當ナル方法ヲ講シ耕地所有ノ均衡ヲ得シムルハ本村永遠ノ平和ト発展トヲ確保スル上ニ於テ最モ必要ナル施設ナリト信ス」
- (6) このことは全国的規模でもいえるのであり、昭和一

一年五反以下層は全農家中三三・九%を占めるのに対し、昭和元年—昭和一年の自創資金借入者については五反以下層はわずかその七・七%を占めるにすぎない。

四 自創政策をめぐる二つの型

小作争議が小作料減免闘争を中心とする小作人主導のものから「土地返還」を迫る地主主導のものに変化するのに符節を合わせ、地主的土地所有解体をめぐる対抗についても農民的方式を地主的 방식が圧倒していく過程⁽¹⁾が進行することを英村についてあきらかにしてきた。かかる変化はほぼ全国的に進行することは小作料減免闘争の減少・土地引上の増加により一般的に確認される⁽²⁾。

しかし、すべてが地主的 방식により圧倒されたというわけではない。これは、なおこの段階で小作料減免要求はかなりの比重を占めていることにより示される。ここでは、その典例として新潟県北蒲原郡に大正一一年発生した「三升米事件⁽³⁾」をとり上げる。表14は「三升米事件」の中心地金塚村の全戸数・小作争議参加者(最後まで未納をして闘うもの)と自創資金借入者の耕作規模別階層構成をとったものである。これによると表9で英村

(65) 小作争議の展開と自作農創設維持政策

表 14 金塚村 (新潟県) 自創資金借入者・小作争議参加者の階層構成

耕 作 規 模	0~1町	1~2町	2~3町	3町以上	合 計
全戸数 (昭和 2)	97 戸 23.3%	188 45.3	80 19.3	50 12.1	415 100.0
小作争議参加者 (大正 15) (最後まで未納する者)	2 戸 5.7%	10 28.6	15 42.8	8 22.9	35 100.0
自創資金借入者 (昭和 5)	3 戸 7.5%	21 52.5	14 35.0	2 5.0	40 100.0

(註) (1)全戸数は金塚村役場「農商務統計報告書綴」より
 (2)小作争議参加者、拙稿「小農経営の発展と小作争議」(「土地制度史学」第 38 号) 第 19 表、但し、案地村分も入る。
 (3)自創資金借入者金塚村役場「自作農創設維持-関スル文書綴」より。

については指摘した
 ことと同じ傾向が読みとれる。
 すなわち第一に、
 金塚村は英村と異なり典型的な水田単作地帯であるため階層基軸は英村より上層にあるが、小作争議参加者・自創資金借入者は全戸数と比較して上層にあり、一町以下層はきわめて少数である。第二に、小作争議参加者・争議中心者・自創資金借入者は

入者と階層的に一致している。つまり、各層の所得構成等については確認しえなかったが、小作争議推進者の階層的性格、また地主・村当局の狙いは英村同様であったと考えられる。しかし、金塚村の場合、英村の場合と重要な点で異なる。つまり金塚村の「三升米事件」参加者は、自創資金借入をボイコットし、あくまで小作料減免を主張して譲らない。表 14 にある自創資金借入者はすべて「三升米事件」に関係しない部落のものであるし、聴取によっても「争議参加者」は小作料さえ低くなれば何も高い値段で土地を買受ける必要はないと考えていたことが確認される。そして、昭和三年に須貝快天の「下越農民協会」と「日農関東同盟」が訣別し、小作農民層も分断した後も、表 14 にある小作人達はあくまで未納をし、ついに農地改革に至っている。かかる自創資金借入に反対し小作料減免を推進する動きは散発的とはいえず各地にみられる。同じ新潟県の深才村(三島郡)でも一度自創資金借入を決めていたのに日農の後身である全農の指導により借入を見合わせるという動きが報告されている。こうした動きを統轄・代表し強力な運動を進めていたのは、いうまでもなく日本農民組合であり後身の全国

農民組合であった。日本農民組合は「自作農創設維持補助規則」が制定されると、いち早く昭和二年二月の第六回全国大会で「土地不買」を決議し「われ／＼は単なる経済的ばくろにとどまらず、支配階級の政治的ぎまん政策をばくろし、この闘争を通じ農民を組合に組織せねばならぬ⁽¹⁾」として、対決の姿勢を示す。

以上より小作争議を自創政策との関連という点でみると、小作料減免をあくまで貫き自創政策にも反対して応じない金塚村の型と、小作料減免を最後まで貫き通しえず自創政策に乗せられてしまう英村の型に整理できる。この型の違いは、また地主的土地所有解体をめぐる農民的方式と地主的方式の対抗・力関係の表現でもあり、各地域・各小作争議の諸条件に規定されている。

しかし、全国的には、治安維持法を楯にとった官憲の弾圧、日農からの平野派の脱退にはじまる右翼的潮流の農民組合戦線からの脱落等により、小作争議をめぐる主導権は小作側から地主側に移行し、英村型が一般的となる過程が進行すると考えられる。

(1) もちろん地主的方式にせよ地主的土地所有が解体してしまっただけというわけではない。ここではもっぱら傾向

と方式だけを問題にしている。

(2) 「小作年報」によれば、小作料減額要求は大正一五年二二六三件から昭和六年一七四五件に減少し、小作地引上は三一六件から一三〇七件に激増する。

(3) 大正一一年、生産米検査規則が俵装などの点で小作人に負担を増加する形で改正されたのをきっかけに須員快天の農村革新会を中心として一俵につき三升の手当米を要求することにより起った小作争議で、北蒲原郡をほとんど包み込む程に発展する。前出拙稿参照。

(4) 金塚村(現在加治川村)俵橋、渋谷鉄蔵氏(大正末三町八反耕作)談。

(5) 金塚村と英村では争議推進者の性格はほぼ同じであると考えられるのに何故かかる差異がみられるのか。難問でありここでは十分展開しえなかつたが差当り次の事実だけ指摘しておく。第一に争議規模が金塚村では北蒲原郡下全域といわれる程広く組織的連繋は固かつたのに対し、英村では各地で減免闘争が起っていたとはいえずその規模は小さく、問題は村段階に限られていた。第二に金塚村の場合在村中小地主が「三升」要求を容れたのに千町歩地主白勢家のみが拒否の態度を示したため地主への対立意識はきわだたざるをえなかつたのに対し、英村の場合には、相手の地主は在村中小地主、しかもほとんど手作地主であった。第三に金塚村は水田単作地帯であり小作米の減免と米価の変動が密接な関連をもつて地

主・小作の利害に反映するのに対して、英村の場合商品作物は養蚕であるため、この方面では地主との利害を米の場合程反映しない。現物納と金納の差異。

(6) 農林省自作係『自作農請願・陳情ニ関スル書類』

(7) 青木恵一郎『日本農民運動史』第三卷、二二三頁、

昭和二年二月二日、第六回全国大会「反対声明」

五 自創政策変更運動の展開

小作争議の変化にとまない自創政策が限られた規模とはいえ小作料減免闘争を圧倒して進行するが、土地をめぐる農民的方式と地主的方式の対抗が全くなくなってしまったわけではないことは、依然たる小作料減免要求闘争の各地での継続、次に述べる自創政策変更運動の展開が十分証明している。自創政策変更運動は昭和恐慌による農産物価の下落——特に繭価の暴落——により自創資金借入農民がその年賦金を償還できなくなったという状況のもとで開始され、償還年限の延長・償還の中間据置・貸付利率の引下等さまざまな要求を集めて展開する。

英村自体の動きについては史料上確認できなかったが、山梨県では県下自作農資金関係町村が昭和七年「自作農

資金ノ償還期間ヲ五十年（従来は二十四年—筆者注）ニ延長スルコト」⁽²⁾を県に要求することを決議し、さらにこの運動を全国に拡げるべく問題を、「全国町村長会」に持ち込む。同じような状況に置かれていた全国の町村もこの山梨県の提起に賛成し、各地で自創政策変更運動を組織するとともに、全国町村長会も「一、償還年限二十四ケ年ヲ三十四ケ年ニ改メラレタキコト、二、昭和六年度迄ノ借入金ニ対シテハ元金償還ヲ五ケ年間据置キ順次繰延ヘラレタキコト、三、利子補給額五厘増加シ貸付利率ヲ三分ニ改メラレタキコト、四、自作農創設ニ関シ簡易保険局ヨリ従来直接ニ借入シタル分ニ関シテモ右ニ準セラレタキコト」⁽³⁾の四点を農林省に陳情している。

一方、「三升米事件」で最後まで小作料減免を譲らない動きをみせる新潟県ではいかなる運動が展開しているか。昭和六年、やはり農産物価の下落——特に米価——により打撃を受け年賦金の支払が困難になるという状況の下で、北蒲原郡では「北蒲原郡自作農創設維持会」——当初会員六〇〇人——が設立され、ここが中心となって自創政策変更運動を進めている⁽⁴⁾。また注目すべきことは、「三升米事件」で最も激しい闘いをみせている金塚

対する請願・陳情

請 願 主 体						そ の 他	
町村長	県郡町村会長	全国町村長会長	各級農会長	農民組合	資金借入者	団体・自治体	個人
	1		1			1	112 ^人
164		1	1		47人		
128	5	2	7	1	372	2	10
		1	1			1	

村、その自創資金借入者が中心となって組織・活動していることである。⁽⁵⁾そしてこの「維持会」は、決議事項として「一、本県自作農奨励資金貸付規程ノ一部改正ヲ要望スルノ件、二、自作奨励資金昭和五年度償還金延納請願ノ件、三、自作農奨励資金借入者ニ対シ国税県税低下税率ヲ請願ノ件」⁽⁶⁾を掲げ、帝国農会・貴衆両議院に陳情し「飽迄所期ノ目的ヲ達スルコトヲ決議」し、⁽⁷⁾他の自作農組合とは違って戦闘性を表明している。

このように金塚村の場合は、町村長レベルではなく直接自創資金借入者が団体を組織し運動を進めていく。これは一方で、小作料減免をあくまで貫き、地主の再三の勧告にも拘らず小作料を未納し闘っている小作農民がいる——地主的土地所有解体をめぐる農民的方式を要求する闘いが継続している——という状況のもとで可能になったと考える。この点は山梨の運動と決定的に違う点である。しかし、山梨の場合でも自創資金借入農民の要求を町村長がまとめて県あるいは農林省に持っていきけるということは、英村において農民組合推薦の議員が村会の過半を占めるといふ事実に端的に示されるごとく、小作・自作農民層の社会的進出がはかられていることに

(69) 小作争議の展開と自作農創設維持政策

表 15 自創政策に

請願・陳情内容	府 県 名
	1. 自創政策を促進させる
2. 補助規則以前の資金に対する利子補給、もしくは中間措置	茨城・北海道・岩手・宮城・山形・富山・福井・静岡・滋賀・京都・兵庫・和歌山・鳥取・岡山・広島・徳島・愛媛・福岡・大分・秋田・大阪・奈良・鹿児島・新潟・三重
3. 償還方法の変更(利率・年限)もしくは償還繰延	広島・山口・岡山・高知・兵庫・長野・富山・山形・栃木・徳島・宮城・滋賀・埼玉・新潟・山梨・静岡・秋田
4. 租税免除	青森・和歌山

(註) (1). 農林省自作係「自作農請願陳情ニ関スル書類」昭和5年4月起(農政調査会所蔵資料)
 (2). 関係自治体・個人全部の数である。
 (3). 府県は回数に関係なく、一度でもあれば掲げた。

よりははじめて可能なのであって、それ自体農民闘争の成果にもとづいているといえる。

自創政策の変更を求める運動は、こうして全国に拡がり、表15に示したように農林省への請願も相つぐ。農林省もこのような運動に押されて一定の変更―譲歩を余儀なくされ、昭和七年には三年以内の中間据置と中間据置利息の補給を認め、さらには地価の算定を安くするため小作料金額から控除する課目を増やす。また昭和一年には三分五厘だった貸付利率を三分二厘に引下げるといふ措置をとる。つまり自創政策の変更を求める運動は全国化するとともに一定の成果を生む。

では、このような自創政策の変更を求める運動をさきに述べてきた地主的土地所有解体をめぐる農民的方式と地主的方式の対立という関連ではどう位置づけるべきか。自創資金を借りたという農民の行動は、確かに地主的方式に乗せられ組み込まれたということの意味している。しかし、あまりに地主的な自創政策に対して農民は昭和恐慌を契機に反撥し、その矛盾を認識する。そして、この自創政策を、地価を下げ、利率を下げ、償還年限を延長させて、なるべく農民の利益になる方向―自創政策

に乗せられている以上一定の限界はあるが——に近づけようとする。つまり、自創政策変更運動は、地主的土地所有解体をめぐる農民的方式と地主的方式の対立・緊張の中で生じている。この変更運動が地主的方式に対立する側面をもっていたからこそ、「土地不買」「自創政策反対」を主張していた全国農民組合もこれを支持したのである。すなわち昭和七年には「自作農創設助成法ニ依ル低利資金ヲ借入自作農タランコトヲ熱望シタル多ノ農民ハ今ヤ自己ノ借入タル資金返還ノタメニ其ノ生活ニ大ナル脅威ヲ感シ名状スベカラザル窮状ノ状態ニ陥リ居レリ。農林省当局ハ是ノ事実ノ前ニ立法ノ精神ニ立脚シテ向フ一ケ年間元利金ノ返還期日ヲ延期サレンコトヲ要請ス」という文書を農林大臣宛に提出し、この運動への支持を表明している。

自創政策変更運動もやはり、小作料減免の追求により自由な農民的所有を実現するという農民的方式と土地売却——自創政策——による債務を負った不自由な自作農の創出をはかる地主的方式という、地主的土地所有解体をめぐる二つの方式の対立・緊張の中に位置づけうると結論できる。

(1) 農林省農務局「自作農創設維持資金ノ昭和七年度ニ於ケル償還状況」によれば、昭和七年度に納めるべき年賦金のうち八年四月一日現在三四・三%が、九年三月三十一日現在二〇・〇%が滞納となっている。

(2) 農林省自作係「自作農請願陳情ニ関スル書類」、昭和五年四月起、所収、山梨県「自作農関係町村長会議」、昭和七年三月二二日。

(3) 同前所収、「自作農創設維持資金償還年限延長ニ関スル陳情事項」、昭和七年四月一八日。

(4) 北蒲原郡自作農創設維持会については、自作係「雑件」、昭和五年一月起所収、「北蒲原郡自作農創設維持会ノ請願運動ニ関スル件」

(5) 会長と会計は金塚村で占めている。

(6) 前出「雑件」、第一項の「貸付規程ノ一部改正」ということの内容は、貸付規定では収穫高が著るしく少ない場合のみに延納を認めているのを、価格が暴落したときにも延納を認めさせるようにすることである。

(7) 同前「雑件」

(8) 前出「自作農請願陳情ニ関スル書類」

六 まとめ——研究史との関連で

以上、小作争議と自創政策との関連を英村の小作争議・農民層の動向を中心に検討してきたが、今までの研

究史との関連で若干ふれておきたい。自創政策に関しては小倉武一氏をはじめ奥谷松治・沢村康・小野武夫・あるいは青木恵一郎・井上晴丸氏、その他さまざまな人々によって論じられてきたが、小倉武一氏の詳細な立法過程分析がもっとも体系的であり、通説となっている。小倉氏の自創政策に対する評価は「地主的土地所有権に対して何等かの改善を講ぜずして実施される自作農創設は、地主的土地所有権そのものの存続に役立っても、独立自営農民の成生の基盤たる近代的土地所有権の確立に資することはありえない」⁽²⁾「自作農創設政策は、地主的土地所有権を前提とする限り、地主的土地所有権の無花果の葉の如きものである」⁽³⁾というものである。これは自創政策の地主的性格を見事に暴露し、批判しているものである。

さらに小倉氏は小作法制定という動きとの関連で、「『土地を農民へ』という要求は、いわゆる自作農創設とは全く異なる意味を有ったのであって、耕作権の確立、団結権の確保を基調とする小作立法の運動となつて具体化してきた」⁽⁴⁾と指摘し、詳細にその立法過程での対抗を追求している。この点、美事な分析という他ない。

しかし、地主の意図にそつた立法化、自創政策と小作立法との対抗という政治過程上の動きが、さまざまな階層を含みつつ多様な動きをみせていた小作争議・農民運動と具体的にどう関連し、対抗するのかという点は十分あきらかにされていないといえない。つまり、小倉氏をはじめとする従来この分野での研究が、ほとんど政策——立法過程分析であるため、焦点は自創政策が地主的であるか否かという点にしぼられ、農民層の志向は何で、土地をめぐる対抗にはどのような動きがあるかを追求する視角が稀薄となっている。

やはり、農民層の動向をみきわめる中で土地をめぐる対立の方向と型をあきらかにし、その中に自創政策をはじめとする土地立法を位置づけるという作業が不可欠である。なぜなら、この作業こそは農地改革前夜まで続く自創政策と農地改革の関連・農地改革の歴史的性質をあきらかにする上で決定的に重要だからである。

(1) 小倉武一『土地立法の史的考察』、一九五一年、奥谷松治『近代日本農政史論』、一九三八年、沢村康『農業土地政策論』、一九三三年、同『小作法と自作農創設法』、一九二七年、小野武夫『農村経済論』、一九三四年、

青木恵一郎『日本農民運動史』、第三卷、井上晴丸「第一次大戦以降の日本農業」『日本農業発達史』、第六卷、一九五五年。

(2)

(3)

(4)

前出『土地立法の史的考察』、五五八頁。

(一橋大学大学院学生)